

議員提案第41号

安倍政権のもとでの憲法第9条の改悪に反対する意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成29年7月3日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

渡辺有子

五十嵐完二

飯塚孝子

野本孝子

倉茂政樹

平あや子

青木学

竹内功

石附幸子

青野寛一

中山均

## 安倍政権のもとでの憲法第9条の改悪に反対する意見書

安倍首相は、憲法第9条第1項、第2項を残しつつ、新たに第3項を設けて自衛隊を明記する改憲を行い、2020年に施行すると宣言しました。行政府の長である内閣総理大臣が期限を区切って第9条を変えろと号令をかけることは、憲法第99条の憲法尊重擁護義務に違反するだけでなく、三権分立の否定であり、二重の憲法違反の発言と言わなければなりません。

首相は、単に今ある自衛隊を憲法で認めるだけかのような印象を振りまいていますが、これは、国民世論を意識した欺瞞にすぎません。憲法に自衛隊の存在理由が書き込まれれば、第9条の持つ意味はがらりと変わります。地元紙の社説も、第2項を空文化するおそれがあると指摘しています。

歴代政権は、自衛隊が第9条第2項で保持を禁じる戦力には当たらないと言うため、我が国の自衛のための必要最小限度の実力組織と説明してきました。そのため、(1)武力行使の目的を持った海外派兵、(2)集団的自衛権の行使、(3)武力行使を伴う国連軍への参加は、自衛のための必要最小限度を超えるから憲法上許されないとしてきました。安倍政権が強行した安保法制イコール戦争法も、この建前を全面的に崩すことはできません。

自民党の改憲案はこれまで、戦力の保持を禁止した第9条第2項をなくすことで一貫していました。第9条第2項の制約を正面突破し、全て解禁するのが狙いでした。しかし、それでは衆参各国会議員の3分の2以上による憲法改正の発議は難しいし、ましてや国民投票の過半数をとることは難しいとして持ち出したのが、今回の安倍首相の改憲案です。

首相の改憲案の発信源とされる日本会議系シンクタンクの日本政策研究センターの憲法改正提案は、第9条第1項、第2項を残し、第3項に自衛隊を明記する思惑を露骨に語っています。第2項を削除し自衛隊を世界の国々が保持している普通の軍隊として位置づけることが最もストレートな解決方法だが、70年間にわたって浸透してきた第9条平和主義は根強いから、第2項はそのままにして、第9条に新たに第3項を設け、第2項が保持しないと定める戦力は別のものであるとして、国際法に基づく自衛隊の存在を明記するというものです。第1項、第2項を変えることに反対する国民を欺き、自衛隊を普通の軍隊にする危険な策略です。

首相の改憲案には、災害救助などで活動する自衛隊を憲法上認めるだけのように装いつつ、実際は海外での無制限の武力行使を可能にする狙いが込められているのは明白です。世界に誇る第9条を180度転換させる改憲を絶対に許すことはできません。

よって本議会は、安倍政権のもとでの憲法第9条の改悪に強く反対するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年7月3日

新潟市議会議員  
永井武弘

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
防衛大臣



宛て